

## 案件化調査 審査基準表

項目	評価ポイント
1. 海外展開にあたっての企業としての経験・能力 (配点 10 点)	1-1. 国内外における製品・技術の実績はあるか。(5 点)
	1-2. 当該中小企業の経営戦略における海外進出の動機及び海外事業の位置付けが明確か。また、海外事業展開を検討中の国・地域・都市の選定理由及びその根拠は明確か。(5 点)
2. 開発課題との合致状況・ODA 案件化の計画 (配点 40 点)	2-1. 対象となっている開発課題は、対象国に対する我が国援助方針上で、重点となっているか。(10 点)
	2-2. 提案されている開発課題と活用する製品・技術について、必要な現状把握と課題分析が行われているか。(10 点)
	2-3. 提案されている製品・技術の活用は、当該開発課題の解決に貢献できる蓋然性が高いか。(10 点)
	2-4. 本調査実施後の具体的な ODA 案件化の計画があるか。(10 点)
3. 調査計画及び調査実施体制等の妥当性 (配点 25 点)	3-1. 調査実施の基本方針が明確、かつ適切に設定されているか。(5 点)
	3-2. 調査の目的を達成するために、適切な調査内容(調査の実施方法や工程、要員計画など)が設定されているか。また、想定するカウンターパートは適切か。(10 点)
	3-3. 提案企業として、自ら実施可能なもの、実施が困難なものを峻別した上で、適切に外部人材の活用が計画されているか。(10 点)
4. 本調査後のビジネス展開 (配点 10 点)	4-1. 本調査実施後の具体的で実現可能なビジネス展開戦略・計画があるか。(10 点)
5. 地元経済・地域活性化への貢献 (配点 30 点) ※	5-1. 現時点で日本国内の地元経済・地域活性化に貢献しているか。(20 点 (10 点)) 以下の項目に該当する場合に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治体との連携実績</li> <li>・ 経済団体等との連携実績(経済連合会、商工会議所等)</li> <li>・ 日本政府、省庁の取組みに合致(総合特区の認定、省庁の地域活性化関連施策での受賞、認定など)</li> <li>・ 大学/研究機関等との連携実績</li> <li>・ 産業集積(クラスター)等との関連</li> </ul> 上記の他、地元の経済・地域活性化への貢献実績
	5-2. 本調査で検討する ODA 案件化及び海外展開を実施することで、日本国内の地元経済・地域活性化の促進が見込まれるか。(10 点 (5 点)) 例えば、以下の項目に該当する場合に評価。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内の雇用創出</li> <li>・ 国内関連企業の売上増</li> <li>・ 新たなパートナーとの連携(地方自治体、経済団体、大学/研究機関等、各地中小企業支援関係機関等)</li> </ul>

※募集件数 32 件のうち 2014 年度補正予算分(13 件程度)以外に関しては「地元経済・地域活性化への貢献」を通常の案件化調査の 15 点配点(5-1. を 10 点、5-2. を 5 点)として審査・採択を行います。